

令和3年11月19日

写真を貼り付けるだけの簡単な作業で儲かる副業ビジネスを紹介するとして 7,000円程度のテキスト教材を消費者に購入させ、その後に電話勧誘により 著しく高額な金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起

令和3年6月以降、写真を貼り付けるだけの簡単な作業で儲かるとする、いわゆる副業ビジネスを紹介するLINEメッセージなどをきっかけに、最初に7,000円程度のテキスト教材を購入させた後、電話勧誘により、著しく高額なサポートプランの契約を締結させられたという相談が、各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

これらの相談に関し、消費者庁と札幌市が合同で調査を行ったところ、Lead株式会社（以下「リード」といいます。）が、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（誇大な広告・表示、断定的判断の提供）をしていたことを確認したため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

1 事業者の概要（注1）

事業者名（注2）	所在地	代表者
Lead株式会社 （法人番号 5010401158729）	東京都渋谷区上原二丁目 47-19 ウエル 上原ビル6階	たちべ たかひさ 立部 峻長

（注1）商業登記されている内容です（令和3年10月26日現在の内容）。

（注2）同名又は類似名の事業者と間違えないようご注意ください。

2 具体的な事例の概要

リードが、「Will」と称し、副業ビジネス（以下「本件ビジネス」といいます。）に係るノウハウを提供する（以下「本件役務」といいます。）として、テキスト教材（以下「本件テキスト」といいます。）を消費者に購入させた上で、著しく高額な「サポートプラン」を契約させ、消費者に多額の金銭を支払わせる手口は次のとおりです。

(1) LINE¹メッセージで、本件テキストを購入するよう誘い、まずは比較的安価な費用を支払わせます。

リードは、副業をあっせんするウェブサイトなどを通じて、消費者を自社のウェブサイトなどに誘導します（別紙）。

リードの自社ウェブサイトでは、本件ビジネスの内容や作業時間について、

「空き時間の2～3分・好きな場所で！」

「毎回1万円以上をGET！」

「日給10万円・即日入金も可能！」

「今、誰もがもっているマスクの写真が7,160円」

¹ 登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービスである「ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）」の一つ。

「あなたのやることは保存してアプリ内に貼り付けるだけ！」

「身近な写真を送って報酬ゲット！」

「成功までの近道を限定公開 7,000 円税込にてご提供いたします。」

などと表示し、本件ビジネスに興味を持った消費者に、リードの公式アカウント（以下「公式アカウント」といいます。）と LINE の友だち登録をするよう促します。

消費者が友だち登録をすると、公式アカウントは、本件ビジネスを体験してもらうとして、消費者に写真（画像）を 1 枚送信させます。

消費者が写真を送信すると、公式アカウントは、その写真が 2,000 円から 3,000 円程度の価値があると伝えるときに、本件役務を受けるためには、本件テキストを購入する必要があると伝えてきます。

リードの自社ウェブサイト上の説明や公式アカウントとの写真のやり取りを経て、消費者は、本件テキストの代金である 7,000 円²の支払いのみで、写真をアプリ内に貼り付けるだけの簡単な作業でお金を稼ぐことができる本件ビジネスについてのノウハウの提供を受けることができると考え、本件テキストを購入します。

消費者が本件テキストの代金を支払うと、公式アカウントから、最初に本件役務の担当者から電話で説明を受ける必要があるとして、本件役務の担当者から電話で説明を受ける日時の設定を求められます。

(2) 有料の「サポートプラン」に加入するよう電話で消費者を勧誘し、高額な金銭を支払わせます。

本件役務の担当者から電話で説明を受ける直前に、本件テキストが公式アカウントから送信され、本件テキストを見ながら説明を聞くようにとされます。

本件役務の担当者は、消費者に対し、本件ビジネスの具体的な内容が、動画を制作・編集して指定の動画投稿サイトに投稿し、広告収入でお金を稼ぐものであるなどと説明するとともに、有料の「サポートプラン」を契約するよう勧誘してきます。

有料のサポートプランの内容は本件テキストに記載されており、「1ST プラン」から「マスタープラン」までの 6 つの有料サポートプラン³（価格は 20 万円～150 万円）が紹介され、プランごとに、サポート日数（30 日～90 日）や売上見込である「シミュレーション金額」（約 27 万円～約 750 万円）が設定されています。

本件役務の担当者は、

「シミュレーション金額については必ず達成できます。」

「1 か月はやっていただきたいんですよ、お仕事。これなんでかっていうと弊社の方でお仕事やっていただければ翌月には最初にかかった費用というのは回収できるので、損することが無いんですよ。」

などと説明して消費者を勧誘し、サポートプランを契約させていました。

その際、本件役務の担当者は、消費者に対し、サポートプランの料金について、消費者金融から借り入れることを提案して実際に借り入れをさせ、サポートプランの料金を支払わせることもありました。

また、本件役務の担当者は、有料のサポートプランに加入した消費者に対するサポートとして、他人が制作した動画を、無断で、指定の動画投稿サイトに転載することを

² 「キャンペーン」と称して 3,000 円で販売されることもあります。

³ 本件テキストには、一切サポートがない無料の「ミニマムプラン」と、「シークレットプラン」と称する、プラン料金等については「応相談」となっているプランについても紹介されています。

勧めることもありました。

(3) 消費者からの解約の申出などを妨げようとすることもあります。

本件役務の担当者は、サポートプランを契約した消費者から解約・返金の申出などを妨げようと、「必要なサポートは引き続き行うが、最初に契約したサポートプランを「形だけ」解約して欲しい」などと持ち掛け、「解約同意書」を提出するよう求めてくることもありました。この同意書には、消費者が支払ったサポートプランの料金を返金しない又は一部を返金する旨と同意書を取り交わした後はサポートプランの契約に関して一切返金の求めなどをすることができない旨が定められていました。

また、消費者がサポートプラン契約のクーリング・オフを求めた場合に、高額な違約金が発生すると説明されたこともありました。

3 合同調査の実施

リードの行為によって消費者の被害が拡大したことを踏まえ、消費者庁は、住民に被害が及んでいた札幌市と協力して調査を行いました。

4 合同調査で確認した事実

(1) 誇大な広告・表示

リードは、自社ウェブサイトなどにおいて、本件ビジネスについて前記2(1)のとおり、あたかも、写真（画像）をアプリに貼り付けるという数分の作業をすれば毎回1万円以上を即日得られるかのように表示していましたが、実際には、本件ビジネスは、写真（画像）を貼り付けるだけではなく動画を制作・編集して指定の動画投稿サイトに投稿するものであり、簡単に短時間で行える作業で毎回1万円以上を稼ぐことは困難であり、収益が即日入金されるものでもありませんでした。

(2) 断定的判断の提供

リードは、有料のサポートプランの「シミュレーション金額」について、前記2(2)のとおり、消費者に対し、サポートプランに加入すればシミュレーション金額を必ず達成できるなどと説明していましたが、実際には、そもそも本件ビジネスによって当該金額を稼げるかどうかは、制作・編集し投稿を行った動画の出来等の事情によって左右されるものであって不確実であり、これまでに有料のサポートプランに加入することによってシミュレーション金額に相当する利益を得ることができた者は一人もいませんでした。

なお、リードは、前記2(2)のとおり、他人が制作した動画を、無断で、指定の動画投稿サイトに転載することを勧めることがありましたが、この動画投稿サイトの利用規約によれば、他人が制作した動画を無断転載した場合にはアカウントの停止等の措置が採られる可能性があるなど、このような助言は、シミュレーション金額の達成を可能にするようなものではありませんでした。

5 消費者庁から皆様へのアドバイス

○ 簡単に高額収入を得られると強調する広告や宣伝には要注意

ここ数年、「食事や風景の写真を撮影して投稿するだけ」、「インターネット上の動

画のURLを特定のウェブサイトに貼り付けるだけ」、「本を5分間音読して音声データを送信するだけ」、など簡単な短時間の作業でお金を稼ぐことができる副業ビジネスであるなどと広告・宣伝を行い、この副業ビジネスのノウハウを比較的少額で提供するとし消費者にお金を支払わせ、その後、様々な理由をつけて高額な金銭を支払わせるという被害が多く発生しています。

このような「副業ビジネス」は、多額の金銭を支払ったものの実際に稼ぐことができないものであるところ、これまでに事業者が消費者をだますために行っていた手口や内容を若干変更して行われることが多い傾向があります。したがって、このような「簡単に稼げる」などとうたう「副業ビジネス」の手口は、インターネット等で検索すれば、比較的容易に、実際にやってみたが全くお金を稼ぐことができなかったなどの情報を集めることができます。

簡単に高収入を得られることを強調する広告や宣伝を鵜呑みにせず、まずは、疑いの目を持ってビジネスの内容を吟味し、情報収集を行った上で、ビジネスに参加するかを判断するようにしてください。

- 取引に関して不審な点があった場合は、契約をしたりお金を支払ったりする前に、各地の消費生活センター等や警察に相談しましょう。

消費生活センター等では、消費者から相談を受け、トラブル解決のための助言や必要に応じてあっせんを無料で行っています。

【副業に関連する最近の注意喚起情報】

発信者	件名（公表日）	URL
消費者庁	無在庫での転売ビジネスのノウハウを提供するなどとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起（令和3年4月28日）	https://www.caa.go.jp/notice/entry/024011/
消費者庁	毎月10万円もうかるビジネスなどとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者2社に関する注意喚起（令和2年10月7日）	https://www.caa.go.jp/notice/entry/021499/
消費者庁	最初に1万円程度の情報商材を消費者に購入させ、その後に執ような電話勧誘により著しく高額な情報商材を購入させる事業者4社に関する注意喚起（令和2年3月18日）	https://www.caa.go.jp/notice/entry/019301/

相談窓口のご案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等をご案内します。）

電話番号 **188（いやや!）**

- ◆ 警察相談専用電話

電話番号 **#9110**

※いずれも局番なし

公表内容に関する問合せ先

消費者庁消費者政策課財産被害対策室

TEL:03-3507-9187 FAX:03-3507-7557

本件ビジネスに係るウェブサイト上の表示（抜粋）

空き時間の2~3分・好きな場所で!
毎回1万円以上をGET!
日給10万円・即日入金も可能!

必ずしも必ずしも保証したものではありません。



今、誰もがもっている
 マスクの写真が
7,160円

**身近な写真を
 送って報酬ゲット!**

参加して画像を送った方には
 amazonギフト券
10,000円以上
 プレゼント!

あなたのやることは
**保存して
 アプリ内に
 貼り付けるだけ!**



参加して画像を送った方には
amazonギフト券
10,000円分
プレゼント!

参加資格は
画像(もしくは写真)
をお持ちの方



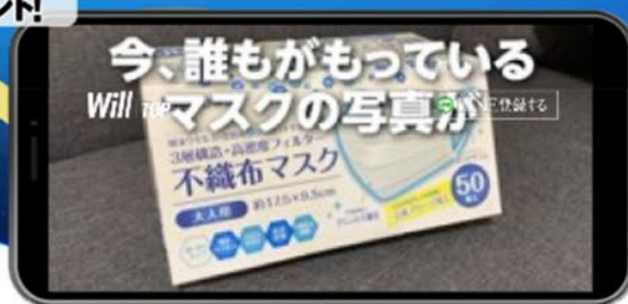
無料LINE登録して
画像をお送りください!



参加して画像を送った方には
amazonギフト券
10,000円分
プレゼント!

webで見つけた画像や動画
目の前にあるものやお持ちの写真
カンタンなものでOKです!

参加して画像を送った方には
amazonギフト券
10,000円以上
プレゼント!



身近な写真を
送って報酬ゲット!



ダウンロード
マニュアル

成功までの近道を
限定公開

参加して画像を送った方には
amazonギフト券
10,000円以上
プレゼント!

7,000円 税込

にてご提供いたします。

写真を貼り付けるだけの簡単な作業で儲かる副業ビジネスを紹介するとして7,000円程度のテキスト教材を消費者に購入させ、その後に電話勧誘により著しく高額な金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起

ウェブサイトや副業あっせんサイトでビジネスを広告宣伝

- ・「空き時間の2～3分・好きな場所で！」
- ・「あなたのやることは保存してアプリ内に貼り付けるだけ！」
- ・「身近な写真を送って報酬ゲット！」
- ・「日給10万円・即日入金も可能」

興味を持った消費者がLINEの友だち登録をする。

作業体験と称して、写真(画像)を1枚LINEに送信させ、その写真(画像)について
2,000円から3,000円になるとの回答

ビジネスに参加するためには、テキスト教材（7,000円程度）が必要と説明し、このテキスト教材を購入した消費者に対しては、ビジネスを始めるためのレクチャーが必要などとして電話予約へと誘導する。電話の際に、有料サポートプランの勧誘を受ける。



Lead (株)

- ・有料サポートコースを契約すれば、最低でもシミュレーション金額は必ず達成できます！
- ・サポートプランの料金については、1か月程度お仕事をすれば回収できます！

有料サポートプラン(一部)は下記のとおり

1STプラン

シミュレーション金額: **約27万** プラン料金: **20万円** サポート日数: 30日

マスタープラン

シミュレーション金額: **約750万** プラン料金: **150万円** サポート日数: 90日

ビジネスの内容は短時間の作業で稼ぎを得られるものではなく、シミュレーション金額を達成した者も一人もいませんでした。

少しでも「おかしいな」と思ったら、消費者ホットライン(188)や警察相談専用電話(#9110)にお電話を！